

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々ふえており、母子家庭と同様多くの課題を抱えているが、現行制度上、母子家庭と比べ行政支援の内容に大きな差がある。

平成 22 年の児童扶養手当法改正により、母子家庭の母親を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父親にも支給されることとなった。

しかしながら、このほかにも就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など、母子家庭が受けられる支援制度の多くが、父子家庭では受けられない。

よって、対象が「母子家庭」に限られている諸制度を「父子家庭」も対象となるよう改善し、以下の項目について速やかに実施することを要望します。

記

- 1 遺族基礎年金を死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 21 日

鳥取市議会議長 中西 照 典

内閣総理大臣
総務大臣 様
厚生労働大臣
男女共同参画担当大臣